

鹿児島市スポーツ少年団指導者協議会設置規程

(総則)

第1条 この規程は、鹿児島市スポーツ少年団設置規程第8章第17条に規定された指導者協議会（以下「協議会」という。）に関することを定める。

(目的)

第2条 協議会は、本市スポーツ少年団の指導者が密接に連携を深め、各スポーツ少年団の活動に伴う指導助言と健全な育成発展を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号について協議し、市スポーツ少年団本部に意見を具申する。

- (1) 各スポーツ少年団の組織及び活動の強化に伴う指導助言並びに指導者相互の連絡調整に関すること。
- (2) スポーツ少年団の育成に関する事業を実施し、援助すること。
- (3) 指導者及び団員等の研修に関すること。
- (4) スポーツ少年団活動の推進に必要な各種資料の提供及び情報の交換に関すること。
- (5) 各種大会、交歓会等の開催及び援助に関すること。
- (6) スポーツ少年団指導者の表彰に関すること。
- (7) スポーツ少年団活動の振興について、関係機関・団体に対し意見を述べ、又は施策に協力すること。
- (8) 関係機関・団体との連絡調整に関すること。
- (9) その他、目的達成のために必要なこと。

(構成)

第4条 協議会は、鹿児島市スポーツ少年団の登録指導者を会員として構成する。

(役員の種別)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事（内、会長 1名、副会長 若干名、理事長 1名）
- (2) 評議員

(役員の選任)

第6条 理事は次の各号に掲げる者の中から評議員会で選任する。

- (1) ブロック代表 各1名
 - (2) 競技別代表 各1名
 - (3) 指導部会正・副部会長 4名以内
- 2 会長及び副会長は、評議員会でこれを推挙する。
 - 3 理事長は理事の互選とする。
 - 4 評議員は次により選出する。但し、評議員は理事を兼ねることはできない。

- (1) 各小学校区代表 1名
- (2) 各競技別副代表 1名

(役員の職務権限)

第7条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、予め会長が指定した順位に従ってその職務を代行する。
- 3 理事長は理事会の会務を統括する。
- 4 理事は理事会を組織して会務を執行する。
- 5 評議員は評議員会を組織し必要な事項を審議する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 会長、副会長、理事長は、それぞれの理事としての任期中在任する。
- 3 補欠のため就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任期満了等の場合)

第9条 役員が辞任し又は任期満了となった場合においては、後任者が就任するまでの間、前任者がその職務を行うものとする。

(解任)

第10条 役員で、役員にふさわしくない行為のあったときは、それぞれ選任機関の決議により解任することができる。

(会議)

第11条 会議は理事会及び評議員会の2種とする。

(会議の招集及び議長)

第12条 理事会は会長が招集しその議長となる。

- 2 評議員会は会長が招集し、会長が指名する評議員が議長となる。

(議決の定足数)

第13条 会議の議事は、会議を構成する役員の出席数の過半数をもってこれを決する。

- 2 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(理事会に付議すべき事項)

第14条 次に掲げる事項は理事会に付議する。

- (1) 事業計画
- (2) 規程等の制定及び改廃
- (3) その他、会長の付議した事項

(評議員会に付議すべき事項)

第15条 次に掲げる事項は評議員会に付議する。

- (1) 事業計画の承認
- (2) その他、会長の付議した事項

(付属機関)

第16条 協議会に関する専門的な事項を調査審議させるため、理事会の承認を経て必要な専門委員会等の付属機関を設けることができる。

(規程の変更)

第17条 この規程の施行について必要な事項は、会長が理事会にはかり、理事会の決議により定めることができる。

2 この規程は、昭和41年2月10日より効力を生ずる。

附 則

この規程は、昭和58年6月4日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年8月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年5月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月19日から施行する。